

■ 満期自由型定期預金「フリータイム」規定(証書式) ■

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
 連絡先：全国銀行協会相談室
 電話番号：0570-017109または03-5252-3772

1-02-09

「定期預金共通規定(証書式)」のほか、下記規定を適用します。

1. 満期日

満期自由型定期預金(以下「この預金」といいます。)の満期日は預入日から証書の「据置期間」欄に記載された期間が経過した日とします。

2. 最長預入期限

この預金の最長預入期限は証書の「期日(最長預入期限)」欄記載の日とします。

3. 自動継続

(1) 自動継続扱いの場合、この預金は、証書記載の最長預入期限に、あらかじめ指定された次のいずれかの方法により自動継続します。

① 元金成長型による方法

元金と利息を合わせ、前回と同一の期間(据置期間ほか、最長預入期限までの期間)を含みます。以下同じ。)の満期自由型定期預金「フリータイム」に自動継続します。

② 利息受取型による方法

元金は、前回と同一の期間の満期自由型定期預金「フリータイム」に自動継続し、利息はご指定の預金口座へ自動入金します。

(2) この預金の継続後の利率は継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその継続後の最長預入期限。以下同じ。)までにその旨を申し出てください。

4. 預金の支払時期

(1) 自動継続扱いの場合、この預金は、預金の全部または一部について満期日(継続をしたときはその継続後の満期日。以下同じ。)以後に利息とともに支払います。

(2) 自動継続扱いでない場合、この預金の全部または一部について満期日以後に利息とともに支払います。

(3) 上記(1)(2)による一部支払いは、満期日から最長預入期限の前日までの間に、1万円以上1万円単位でご請求ください。なお、自動継続扱いの場合、一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. 利息

(1) この預金を満期日以降最長預入期限までに全額または一部支払いする場合は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から全額または一部支払い日までの期間に応じて当行が預入日に店頭に表示した利率によって、預入日から全額または一部支払い日の前日までの日数について6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(2) この預金を最長預入期限の翌日以後に払出または書替継続する場合は預入日から最長預入期限の前日までの日数について6か月複利の方法により計算した利息、および最長預入期限以後の利息をこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から払出日または書替継続の前日までの日数について、払出日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に払出する場合、および第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から払出日の前日までの日数について、当行が払出日に店頭に表示した普通預金利率により計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

6. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第7条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合にご利用することができ、第7条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. 預金の払出・書替継続

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を払出、一部支払いまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払出の手續きに加え、当該預金の払出を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

8. 規定の変更等

(1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年7月1日現在